

（社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令）一部改正

第五条 社会保険診療報酬支払基金の支払基金連絡情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令（令和三年厚生労働省令第六百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前	(勘定区分)
		第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報化等特別会計のうち、
		法第二十六条に規定する支払基金連絡情報提供業務に係る経理についての特別の会計（以下「支払基金連絡情報提供関係特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。
		(予算の内容)
第三条	正 則及び収入支出予算とする。	前条の経理の会計の予算是、予算総
第三条	正 則及び収入支出予算とする。	の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。
		(予算の内容)

二二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報化等特別会計のうち、法第二十六条に規定する支払基金連絡情報提供業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

(予算の内容)
第三条 前条の經理の会計の予算は、予算總則及び収入支出予算とする。

損益勘定においては収益及び費用を計算す
る。表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、

提供業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、

二二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報化等特別会計のうち、

(勘定区分)

(續上)

100

1

(予算の内容)
第三条 支払基金運行情報提供関係特別会計の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算の内容)
第三条 支払基金連結情報提供関係特別会計の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

他の児童の所在を確実に把握することがで
きる方法により、児童の所在を確認しなけ
ればならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児
童の送迎を目的とした自動車（運転者席及
びこれと並列の座席並びにこれらより一つ
後方に備えられた前向きの座席以外の座席
を有しないものその他利用の態様を勘案し
てこれと同程度に児童の見落としのおそれ
が少ないと認められるものを除く）を日常
的に運行するときは、当該自動車にブザー
その他の車内の児童の見落としを防止する
装置を備え、これを用いて前項に定める所
在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わ
なければならない。

改 正 後	改 正 前
(自動車を運行する場合の所在の確認)	(新設)
<p>第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のために移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその</p>	<p>2 </p>

(自動車を運行する場合の所在の確認)
第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、
障害児の事業所外での活動、取組等のため
の移動その他の障害児の移動のために自動
車を運行するときは、障害児の乗車及び降
車の際に、点呼その他の障害児の所在を確
実に把握することができる方法により、障
害児の所在を確認しなければならない。
指定児童発達支援事業者は、障害児の送
迎を目的とした自動車（運転者席及びこれ
と並列の座席並びにこれらより一つ後方に
備えられた前向きの座席以外の座席を有し
ないものその他利用の態様を勘案してこれ
と同程度に障害児の見落としのおそれが少
ないと認められるものを除く。）を日常的に
運行するときは、当該自動車にブザーその

第二条 呂童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員 設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

(自動車を運行する場合の所在の確認)			(新設)		
改	正	後	改	正	前
(自動車を運行する場合の所在の確認)			(傍線部分は改正部分)		
第三十七条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。				

(施行期日)		
(自動車を運行する場合の所在の確認)		
第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のために移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。		(新設)
2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの		

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)																	
(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。)																	
第五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。		(傍線部分は改正部分)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改</th> <th>正</th> <th>後</th> </tr> <tr> <th>改</th> <th>正</th> <th>前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(施行期日)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(自動車を運行する場合の所在の確認)</td></tr> <tr> <td colspan="2">第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</td><td>(新設)</td></tr> </tbody> </table>		改	正	後	改	正	前	(施行期日)			(自動車を運行する場合の所在の確認)			第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。		(新設)	
改	正	後															
改	正	前															
(施行期日)																	
(自動車を運行する場合の所在の確認)																	
第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。		(新設)															

第四条 第四条の表の規定による改正後の家庭的保育事業等基準第七条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令五百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の設備運営基準第一項第一項第二号中「第七十二条第一号」を「第七十二条第一号」に並びに附則第九十四条第一項を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同表改正後欄の設備運営基準第一項第一項第二号中「第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第一号」に改め、「並びに附則第九十四条第一項」を削り、同項第三号中「第六条の三」の下に「第六条の四」を加え、同欄の設備運営基準第六条の三第一項中「以下この条において同じ」を「以下この条及び次条において同じ」に改める。

第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第一項第十号中「第四十条の二」（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四、第七十九条において準用する場合を含む。）を「第四十条の二」（第五十四条の五、第五十四条の九、第五十四条、第七十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。）を「第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。）に改め、同欄の指定通所支援基準第七十七条の十四中「第四十条の二」の下に「第四十条の三第一項」を加え、同欄の指定通所支援基準第七十七条の十四中「第四十条の二」の下に「第四十条の三第一項」を加える。

第四条の表改正後欄の指定入所施設基準第一項第三号中「第三十七条の二（第五十七条において準用する場合を含む。）」の下に「第三十七条の三（第五十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の表改正後欄の家庭的保育事業等基準第一項第一項第二号中「第七条の二」の下に「第七条の三」を加える。

○厚生労働省令第百七十六号
社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方

法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。
令和四年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省令第百七十七号
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十一条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。）に関し必要な事項とする。

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方

法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。
令和五年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七十七号
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十一条第一項及び第三項並びに第三十四条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（経理原則）

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務に係る経理においては、貸借対照表勘定においては資産・負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。

（勘定区分）

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報化等特別会計のうち、法第二十六条に規定する支払基金電子処方箋管理業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産・負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。（予算の内容）

第三条 前条の経理の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第七条第二項の規定による経費の指定
- 二 第八条第一項ただし書の規定による経費の指定
- 三 その他予算の実施に関する必要な事項

（予算の添付書類）

第五条 支払基金は、法第二十七条前段の規定により、支払基金電子処方箋管理業務に関し、予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 その他当該予算の参考となる書類

第六条 支払基金は、法第二十七条後段の規定により、支払基金電子処方箋管理業務に関し、予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。（予算の変更）

第七条 支払基金は、支出予算について、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適切であるときは、支出予算に定めた各項の間に於いて理事会の議決を経て、相互流用することができる。

第八条 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。たゞ支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。（予算の流用）

第九条 支払基金は、支出予算について、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適切であるときは、支出予算に定めた各項の間に於いて理事会の議決を経て、相互流用することができる。

それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。たゞ支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。